

## 行政制度調整表

|      |   |         |      |    |                    |       |       |         |      |  |
|------|---|---------|------|----|--------------------|-------|-------|---------|------|--|
| 専門部会 | 3 | 住民生活部会  | 分類   | 1  | 心身障害者福祉事業          | 中条町担当 | 町民福祉課 | 福祉保育係   | 担当者名 |  |
| 分科会  | 7 | 障害福祉分科会 | 調整項目 | 10 | 重度身体障害者医療費助成事業(県障) | 黒川村担当 | 住民課   | 国民健康保険係 | 担当者名 |  |

| 現 況   |   |       | 調 整 方 針                | 備 考                        |
|-------|---|-------|------------------------|----------------------------|
| 記載事項  | 中 条 町   | 黒 川 村 |                        |                            |
| 名称    | 重度心身障害者医療費助成事業  | 同左    | 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 | 財 源<br>県 1 / 2<br>町村 1 / 2 |
| 目的    | 重度心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害者の保健及び福祉の向上を図ること  | 同左    |                        |                            |
| 助成対象者 | 町内に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であって、次のいずれかに該当するものを受給資格者とする<br><br>・ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が 1 級、2 級又は 3 級の者<br><br>・ 知事が発行する療育手帳の交付を受け、その障害の程度が「A」と判定されている者<br><br>ただし、生活保護法による保護を受けている者は対象としない                 | 同左    |                        |                            |
| 助成の範囲 | 医療保険各法の規定による医療費から保険給付(高額療養費を含む)及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額<br><br>医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた者が療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負担額   | 同左    |                        |                            |
| 所得制限  | 次のいずれかに該当するときは、その年の 9 月から翌年 8 月までは助成しない<br><br>・ 受給資格者の前年の所得(1 月から 8 月までの間にこの事業による助成を受けようとする場合にあっては、前々年の所得とする。以下同じ)が、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 7 条に定める額を超えるとき<br><br>・ 受給資格者の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者 | 同左    |                        |                            |

| 現 況              |  | 調 整 方 針               | 備 考    |
|------------------|--|-----------------------|--------|
| 記載事項             | 中 条 町  |                       |        |
|                  | <p>で当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額を超えるとき</p> <p>ただし、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養義務者の所有に係る住宅、家財又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である被害を受けた者がある場合においては、その被害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しない</p> | 同左                    |        |
| 一部負担金            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来 月の初回から4回目まで530円（自己負担額が530円に満たない場合はその金額）</li> <li>・ 入院 1日につき1,200円</li> <li>・ 指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円</li> </ul>   | 同左                    |        |
| 14年度決算額          | 24,109,313円  | 6,510,142円            |        |
| 15年度予算額          | 24,635,000円  | 7,670,000円            |        |
| 関係法令等            | 中条町重度心身障害者医療費助成に関する条例  | 黒川村重度心身障害者医療費助成に関する条例 |        |
|                  |  | 財政への影響額 単位：千円         |        |
|                  |  | 予算額                   | 調整後見込額 |
|                  |  | 影響額（増減）               |        |
|                  |  | 中条町                   | 24,635 |
|                  |  | 黒川村                   | 7,670  |
|                  |  | 計                     | 32,305 |
|                  |  | 24,635                | 24,635 |
|                  |  | 7,670                 | 7,670  |
|                  |  | 32,305                | 32,305 |
|                  |  | 0                     | 0      |
|                  |  | 0                     | 0      |
|                  |  | 0                     | 0      |
| 備考 平成15年度当初予算ベース |  |                       |        |